

第29回 農業委員会総会議事録

令和4年11月25日開会

中標津町農業委員会

令和4年11月25日、第29回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	二瓶	裕貴
2番	横田	千秋
3番	谷川	好則
4番	長谷川	孝二
5番	田中	洋希
6番	竹村	聡
7番	武田	健治
9番	瀧本	和男
10番	須崎	智
11番	和泉	光広
12番	後藤田	宏幸
13番	高橋	正一
14番	赤波江	信二
15番	小林	亨
16番	中村	正生
17番	笠原	康博
18番	本田	信幸

本日欠席した委員

8番 田中世一

附議した案件

- (イ) 議案第161号 現況証明願いについて
- (ロ) 議案第162号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (ハ) 議案第163号 農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認について
- (ニ) 議案第164号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ホ) 議案第165号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- (ヘ) 報告第64号 農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について

本日出席した職員

事務局 長	杉山 隆
庶務係 長	葛西 利光
農地係 長	吉田 佳弘
係	齋藤 光代

(開 会 10時30分)

議 長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、17名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第29回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
9番、瀧本 和男委員。
10番、須崎 智委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長 総会以降につきまして、会務報告をいたします。項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと存じます。11月11日北海道農業会議と根室地方農業委員会連合会の共催により、令和4年度地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会が、別海町生涯学習センターみなくる、を会場として、1市4町の農業委員と事務局員51名の参加により開催され、本町からは会長含め農業委員13名と事務局2名が参加しております。研修会では、「農業・農業委員会を取り巻く情勢」や、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の内容と、改正後の農業委員会業務について」などの研修を受けました。次に11月16日、令和4年度農地パトロール・検討報告会を実施し、委員15名の出席により現況確認1箇所、一時転用許可地3箇所永久転用許可地1箇所を巡回し、状況などを確認したところであります。また、農地パトロール終了後、役場202会議室におきまして、10月25日から11月8日まで4班編成にて実施いたしました、利用状況調査の結果を各班から報告いただき、状況の共有及び今後の対応などについて協議したところであります。以上で会務報告を終わります。

議 長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第161号「現況証明願いについて」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 田中洋希委員。

田中委員 上程になりました議案第161号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。2ページをお開きください。
(1) 1、申請人の住所、氏名。
中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積3,404㎡、利用状況、山林原野、他17筆。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は3ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は農業振興地域内の白地、一部農用地となっており、公簿は畑ですが、現況が山林原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和4年5月12日、第5地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(2)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 小林委員。

小林委員 上程になりました議案第161号(2)について説明いたします。4ページをお開きください。

(2)1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地〇、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇条〇〇丁目〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積495㎡、利用状況、宅地、他1筆。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は5ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域外の農用地区域外となっており、公簿が畑ですが、現況が宅地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和4年7月20日、第6地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。日程4、議案第162号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。

(1) について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました議案第162号「農地法第3条の規定による許可申請について」
(1) について説明いたします。

議案の7ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町〇〇〇丁目〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、無職。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇線〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積12,473㎡、
利用目的、牧草畑、他1筆、計46,206㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、
所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を
設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。3,000,000円。
6、資金調達の方法。自己資金、3,000,000円。7、当事者の経営状況。世帯員、
3人、農従者、3人、経営地、計0㎡、家畜、牛148頭。8、見取図は、8ページの
とおりです。この案件につきましては、〇〇〇〇氏の所有農地について、近隣農家
に所有権移転したい旨の申し出があったものであります。別添の調査書のとおり、
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたし
ました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

(2) について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第162号(2)について説明いたします。

9ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇条〇〇〇丁目〇番地〇、〇 〇〇、〇〇歳、無職。

借主、野付郡別海町〇〇〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積97,537㎡、利用目的、
芝生畑、他1筆、計145,307㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有
適格法人へ賃貸借の設定をするもの。借主、賃貸借を受けて農業経営拡大するもの。
4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。
令和4年11月25日から令和6年3月31日まで。6、価格。年1,000,000円。7、
資金調達方法、自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、6人、農従者、5人、経
営地、計1,212,727㎡、経営作目、芝生。9見取図は10ページのとおりです。
この案件につきましては、〇〇〇氏の所有農地について、賃貸借したい旨の申し出
があったものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該

当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって、よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程5、議案第163号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認について」を上程致します。(1)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり)二瓶委員。

二瓶委員 上程になりました議案第163号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認について」(1)について説明いたします。12ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

申請人、東京都中央区〇〇〇丁目〇番〇号、(株)〇〇、代表取締役社長、〇〇 〇〇。
2、土地の表示。字〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積9,813㎡、他12筆、計230,258㎡。3、許可期間。令和4年3月25日から永年。4、変更理由。建物の配置等変更及びその設計見直しに伴い、工事期間の延長が必要となったため工期を変更する。5、変更後の事業計画。変更前、転用期間、令和4年3月25日から令和9年3月31日まで。変更後、転用期間、令和4年3月25日から令和9年9月30日まで。

この案件につきましては、令和4年1月27日開催の第19回中標津町農業委員会総会議案第106号(1)で審議、承認され、令和4年3月25日、北海道より許可通知があり、同日交付したものです。本件は、直近の建築コストの高騰から、建築面積の縮小や建物レイアウトの変更、アクセススペース等屋外スペースの用途拡大、緑地緩衝帯の設置等の見直しをするものです。また、工事着手に伴い、漁協関係者との調整に時間を要したため、6か月間工期を延長するものです。変更後の転用事業の実施確実性と周辺農業等に及ぼす影響は、当初計画と何ら変わらないことから、問題ないものと判断しました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程6、議案第164号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。
(1)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 横田委員。

横田委員 上程になりました議案第164号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)について説明いたします。
議案の14ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。
譲渡人、中標津町字〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳
譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人、北海道農業公社理事長、小田原 輝和。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積114,485㎡、利用目的、牧草畑、他2筆、計271,651㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により農地を買い入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。18,958,000円。6、資金調達方法。北海道信連資金。7、当事者の経営状況。公益財団法人北海道農業公社のため省略。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、15ページのとおりです。
本案件につきましては、〇〇〇〇氏の所有農地の一部を農地保有合理化事業により北海道農業公社に売り渡すものです。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(2)について、内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第164号(2)について、説明いたします。
議案の16ページをお開きください。
(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。
貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。
借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積49,329㎡、利用目的、牧草畑、他4筆、計119,761㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和4年11月28日から令和9年9月27日まで。6、価格。年146,060円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、4人、経営地、計1,007,336㎡、家畜、牛153頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、17ページのとおりです。本案件につきましては、農地保有合理化事業により、北海道農業公社が取得した農地を、近隣農家との協議により決定した5年後の取得予定者に賃貸借するものであります。既存の認定農業者である近隣農家で、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(3)について、内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり)和泉委員。

和泉委員 上程になりました議案第164号(3)について、説明いたします。
議案の18ページをお開きください。

(3)1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積98,109㎡、利用目的、牧草畑、他8筆、計296,844㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和4年11月28日から令和9年9月27日まで。6、価格。年375,860円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、4人、農従者、4人、経営地、計3,434,629.99㎡、家畜、牛824頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、20ページのとおりです。本案件につきましては、農地保有合理化事業により、北海道農業公社が取得した農地を、近隣農家との協議により決定した5年後の取得予定者に賃貸借するものであります。既存の認定農業者である近隣農家で、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(4)について、内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 田中洋希委員。

田中委員 上程になりました議案第164号(4)について、説明いたします。
議案の21ページをお開きください。
(4)1、当事者の住所、氏名、年齢。
貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。
借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積65,554㎡、利用目的、牧草畑、他11筆、計253,722㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和4年11月28日から令和9年9月27日まで。6、価格。年212,700円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、4人、農従者、4人、経営地、計2,307,414.10㎡、家畜、牛669頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、23ページのとおりです。本案件につきましては、農地保有合理化事業により、北海道農業公社が取得した農地を、近隣農家との協議により決定した5年後の取得予定者に賃貸借するものであります。既存の認定農業者である近隣農家で、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程7、議案第165号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。
内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第165号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。25ページをお開きください。

令和4年度分といたしまして、(株)〇〇〇〇〇〇〇〇〇、以上1件からの提出がありました。令和4年10月20日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本件は、承認されました。
日程8、報告第64号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。(1)について内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 報告第64号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」
(1)について説明いたします。27ページをお開きください。
(1) 1、届出人の住所、氏名。
中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇〇。
2、許可年月日、許可番号。令和4年3月16日付、中農委5第令3-10号。3、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇。4、転用目的、黒ボク採取。5、事業計画の期間。令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。6、事業完了年月日。令和4年10月27日。7、こ完了検査年月日につきましては、令和4年11月21日に第2地区推進班において現地確認を行い、計画通り整地された状態で完了されていたことを確認しております。以上報告します。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。以上で事業完了届についての報告を終わります。
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第29回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 10時59分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年11月30日

会 長 _____

9 番 _____

10 番 _____